

# 所得税・市県民税の申告相談

2/16(金)～3/15(木)

平成18年分の所得税の申告と平成19年度の市県民税の申告相談が2月16日(金)から始まります。必要書類の保存・収集はできていますか。なお、各地区の相談会場・日程は2月号でお知らせします。

**申告前に準備しておくことは**

○農業所得などの申告をされる人は、収入・支出・減価償却等について集計しておいてください。

○医療費控除を申告される人は、医療機関別の集計を必ずしておいてください。

○昨年から、国民年金保険料等の納付証明書の添付が義務付けられています。11月初旬に社会保険庁から送られている証明書を準備しておいてください。

年金受給者の皆さんへ

今年も年金受給者の皆さんを対象に、申告期間前に説明会を開きます。

とき：2月14日(水)・15日(木)  
9時～16時

ところ：市役所 第1会議室  
(本庁舎3階)

持ち物：印鑑、公的年金等の源泉徴収票、生命保険料の支払証明書など

昨年と変わったところは

税率の変更  
国の税源移譲により税率が変わり、市県民税は一律10%になりました。

○詳しい内容は広報かさおか2月号に併せてお届けするチラシをご覧ください。  
○定率減税の見直し、廃止  
○市県民税：廃止  
○所得税：所得税額の10%相当  
○定率減税の額が次のとおり引下げられました。

事業者の皆さんへ  
平成19年1月1日以降に支払われる退職手当等に対する

市県民税の計算方法が変わります。従来使用していた「特別徴収税額表」が廃止され、次の計算により算出した税額が特別徴収税額となります。

退職所得 (A) = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

※千円未満切り捨て

控除額の計算方法

ア 勤続年数が20年以下の場合  
40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)

イ 勤続年数が20年を超える場合  
800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、

アまたはイの金額に100万円が加算されます。

市民税額 (B) = 退職所得 (A) × 6% × 0.9

県民税額 (C) = 退職所得 (A) × 4% × 0.9

※いずれも百円未満切り捨て

特別徴収税額 = (B) + (C)

平成19年1月1日現在で、笠岡市内で事業を営み、その

事業のために用いることができる債却資産を所有している人は、1月31日(水)までに申告してください。

債却資産は、土地・家屋以外で会社や個人が工場、事務所、商店などの事業に用いる

資産で、主なものは、  
①構築物 ②機械及び装置  
③船舶 ④車両及び運搬具  
⑤工具・器具・備品

などです。  
なお、耐用年数が一年未満の資産、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは、申告の必要はありません。

新たに事業を開始された人、事業をすでに行っている人には、12月中旬に申告書をお送りしています。万一、申告書が届いていない人はお問い合わせください。

**お忘れなく  
償却資産の申告を**

問合せ  
税務課 (市民税グループ)  
(69)2116まで

問合せ  
税務課 (固定資産税グループ)  
(69)2118まで

**お墓のことなら  
墓石専門店 吉相**

株式会社 吉相



草の生えない夢の土

ペットのお墓  
ペット看

本社 笠岡市甲第1839番地  
フリーダイヤル 0120-041199  
笠岡営業所 Tel.0865-69-5577  
久世営業所 Tel.0867-42-9292  
美作営業所 Tel.0868-73-6670  
三次営業所 Tel.0824-66-3606